

それって、どうして

1 主 題 権利を獲得した歴史に学ぼう

2 主題・教材について

戦後、日本国憲法、教育基本法には、教育を受ける権利の保障が謳われ、新しい制度の下に民主主義教育が始まった。しかし、義務教育でありながら、保護者の負担に頼りすぎた教育の在り方には、経済的な理由により子どもたちの就学の機会が阻まれるという問題があった。

教科書無償化は、このような状況の中、「うちの子どもの学校にやりたいが、教科書が買えない。どうすればいいのですか。」という、ある同和地区の保護者の訴えをきっかけに始められた運動等により実現したものである。それは、人々が粘り強いたたかひの結果、勝ち取った権利と見ることができる。

また、統一応募用紙は、憲法が保障する「職業選択の自由」を実現する取組の中で生まれたものである。1960年代、多くの会社・事業所では、採用に際して独自の応募用紙を使用していた。そこには、応募する個人の資質とは関係のない項目が多数あり、同和地区の子どもたちだけでなく、経済的に困窮している家庭の子どもや親のいない子どもの就職の機会も奪ってきた。このような就職差別を解消することを目指し、統一応募用紙は制定されたのである。

このように、教科書無償化や統一応募用紙制定の取組は、被差別の側にいる当事者による「教育を受ける権利の保障」「進路保障」を目指した反差別の取組であったものが、やがて全ての子どもたちの幸せを実現させることへとつながった事例である。

この教材では、子どもたちに、「なぜ、教科書が無償なのか。」「なぜ、統一応募用紙が作られたのか。」を考えさせることから、「子どもを学校に通わせたい。」「(自身の意欲と能力に従い)働きたいと思うところで働きたい。」という当たり前の願いを実現させるために、人々がどれほどの努力をしてきたのかを学ばせたい。そして、そうした人々の願いに基づく取組の積み重ねが権利の獲得につながり、一人一人の人権が尊重される社会の実現に大きく貢献してきたことを理解させたい。さらに、自分たちが権利の主体者であり、人権が尊重される社会の形成者であるという自覚を培いたい。

(関連教科・領域：社会、特別活動)

- ## 3 ねらい
- 同和地区の人々から始まった権利の獲得に向けた取組が、同和地区の子どもだけでなく、全ての子どもたちの利益につながったことを理解する。
 - 権利を守るためには、自身がもっている権利について知る必要があることに気づくとともに、守られていない権利の確立に向け、主体的に行動していこうとする態度を身に付ける。

4 展開例

＜教科書は、なぜ無償なのか。＞

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導入	<ul style="list-style-type: none"> 教科書は無償で配布されていることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書の裏表紙に書かれている言葉を提示する。 あくまで無償配布であって、教科書自体は有料であることを説明する。 	資料1
展開	教科書はなぜ無償で配布されているのかを考えよう。		
	<ul style="list-style-type: none"> 本文(P.83)を読み、当時の状況を知る。 教科書がないとどうなるかを考える。 教科書の無償化を求めた運動の流れをつかむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書は有償であったため購入できず、教科書を持っていない子どもたちがいたことを押さえる。 グループで話し合った後、考えを出し合い全体化を図ってもよい。 運動の流れを簡単に押さえる。 <ol style="list-style-type: none"> きっかけはある同和地区の保護者の訴え 1961年に高知県で運動が始まり、 	

展 開	<ul style="list-style-type: none"> 運動に加わり、粘り強く運動を続けた人々の気持ちを考える。 日本国憲法第26条を読み、教科書無償化を求めた運動は、当たり前な権利を求めたものであったことを理解する。 	<p>全国に運動が広がる</p> <p>③奈良県でも運動が行われる</p> <p>④粘り強い取組が続けられ、無償配布が実現する 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 共に支え合って取り組んでいくことが、権利の実現に向けての大きな原動力となることに気づかせたい。 本文中の『『貧しいから教科書をただにしてくれ』と～市民運動だったのです。』の言葉ともつなげて考えさせたい。 「義務教育の無償」が定められていることに着目させ、教科書の無償配布を求めた運動は、当然の権利の獲得（実現）を目指した運動であったことを理解させる。 自分たちの持つ当然の権利を知ることが、それを守ることに繋がるということにも気づかせたい。 	資料2
	まとめ	<p style="text-align: center;">学習をふり返ろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習をふり返り、考えたことや感じたことをまとめ、伝え合う。 取組が（自分自身も含めて）全ての子どもへの教育を受ける権利の実現につながっていることに気づかせたい。 	

<統一用紙は、なぜできたのか。>

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導入	<ul style="list-style-type: none"> 自分が将来就きたい職業を紹介し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自由に意見を出し合える雰囲気づくりに努める。 	
展 開	<p style="text-align: center;">統一用紙がなぜ作られたのかを考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「履歴書」とは何かを知る。 「入社志望書（以下、旧社用紙）」に記入してみて、「書きにくい」「書く必要がない」と思った項目に○印を付ける。 ○印を付けた項目とその理由についてグループで話し合い、全体に発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴書の役割を簡単に説明する。 問題点や不適切な部分に気づかせたい。 分かりにくい言葉については、その都度説明する。 自分だけではなく、様々な状況に置かれている人を想像して考えさせる。 ○印を付けた理由を話し合う中で、「旧社用紙」の問題点（本人の能力や意欲、適性とは無関係なこと、本人の努力でどうしようもないことを採用の条件にしている）についての共通理解を深めさせる。 	ワークシート1
	<ul style="list-style-type: none"> 「近畿高等学校統一用紙」と「旧社用紙」を比べて、気づいたことや考えたことをワークシートに記入し、グループで話し合う。 話し合ったことを全体に発表する。 統一用紙ができた歴史的経緯を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 「統一用紙」は「本人の能力や意欲、適性が採用の基準になるように作られていること」（「本人以外の人に関わる欄がないこと」「志望動機の記入欄が大きいこと」など）に着目させ、「統一用紙」の意義に気づかせたい。 「統一用紙は、なぜ、作られたのか。」その歴史的経緯を説明する。 	ワークシート1 ワークシート2 資料3、4

ま と め	学習をふり返ろう。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学習をふり返り、考えたことや感じたことをまとめ、伝え合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にできることを考え、主体的に行動することの大切さに気づかせたい。

《資料1》

教科書定価表（一般社団法人教科書協会のホームページ、トップページ）刊行物＞教科書定価表
<http://www.textbook.or.jp/publications/textbook-price.html>

《資料2》

義務教育でありながら、保護者の負担に頼りすぎていた教育のあり方は、差別によって生活を破壊されている部落を含む学校と、そうでない学校との差を大きくしてしまいました。これに怒りを感じ、差別だと受け止めていた私たちは、義務教育無償の原則を守らせる闘いを、この要求から始めました。
 ～略～

まず、村の辻つじにピウをはり、中学校1年になる生徒に教科書を買わないように呼びかけ、「なぜ、この要求をするのか」を徹底して話し合いました。その後、50数名の保護者は、市の教育委員会へ行って交渉したのです。教育委員会は、「貧しい家の子から順に無償配布したい」と回答してきました。私たちはこの回答をはね返しました。なぜなら、貧しさのために教科書をもらおうとしたのではなく、あくまでも義務教育無償を権利として要求したからです。そして、最悪の場合、「それでも教科書を買わないでおこう。子どもたちには不便をかけるが、プリントで我慢してしてもらおう。この正しさをわからせるため、親子ともども最後までがんばろう」と決心しました。ですから、教育委員会には、「全員に無償配布するべきである」と強く主張できました。しかし、交渉はなかなかはかどりませんでした。
 ～略～ その結果、3月26日、教育委員会は、「義務教育の原則から言えば、市内全児童・生徒に教科書を無償配布するのが当然ですが、予算との関係もあり、とりあえず要求のあった地区の中学1年生全員に教科書を無償で配布します」と回答してきました。私たちの地区だけが無償配布されることには反対でした。しかし、生活にかかわる仕事を犠牲にして、要求に参加している保護者たちのことも考えなければなりません。私たちは、まだまだたくさんの問題が残っていましたが、ひとまず解散することになりました。

ところが、私たちの地区以外の子どもたちは、みんな教科書を買っていましたので、「部落の子は、得や」という差別の現象が起こらないとも限りません。そこで、権利意識に目覚め、要求していくことの正しさに気づく教育をより深めるように、学校にも申し入れました。

[御所市の教科書無償配布要求運動に参加した人の話]

出典：奈良県人権教育研究会編『なかま中学校』2002

《資料3》

奈良から始まった就職差別撤廃の取組

昭和43（1968）年の夏、県内の同和地区出身の高校生から県内企業の就職差別の現実が提起されました。

それを契機として、それまで企業が採用にあたって用いていた会社独自の応募書類（いわゆる社用紙）には、思想、生活信条、宗教、尊敬する人物、支持政党、家庭の資産、住居状況、家族の学歴・職業、家族関係等、就職差別につながる恐れのある事項が多く含まれていることが明らかになりました。そして、「社用紙」からそれらの項目を削除した「統一用紙」を作成しようとの動きが起こり、その結果、昭和46（1971）年に、近畿各府県の関係機関が協議して「近畿高等学校統一用紙」が制定されました。

この取組はその後、昭和48（1973）年の「全国統一応募用紙」の制定や昭和49（1974）年の市販の履歴書の日本工業規格（JIS）規格化として広がりを見せました。今日においても、統一用紙改訂の取組は続けられています。～略～

出典：奈良県ホームページ 啓発冊子「企業と人権」
<http://www.pref.nara.jp/21365.htm>

各事業主様

近畿高等学校進路指導連絡協議会

会長 関谷 圭一

(滋賀県立八幡高等学校長)

(公印省略)

滋賀県 京都府 大阪府

兵庫県 奈良県 和歌山県

各公私立高等学校進路指導研究諸団体

新規高等学校等卒業生の応募書類等について

時下ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

高等学校(以下、特別支援学校の高等部を含む)卒業生の就職につきまして、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

高等学校の新規卒業生の採用選考にあたり、かつては、各事業所で独自の書式による応募書類(いわゆる社用紙)の提出を求めておられました。この用紙には、同和対策審議会答申に国民的課題として早急に解消すべきであると指摘されている就職差別を温存助長するおそれのある項目があり、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念も十分に生かされていない状況でありました。そこで、この弊を除くために研究工夫して近畿地区の統一応募用紙を作成し、昭和47年3月の高等学校卒業生より、これによって採用選考をお願い申し上げてきたところでありました。また、平成9年3月の高等学校卒業生から「近畿高等学校統一用紙」の一部を改訂し、さらに若干の改定を継続的に行いました。

これらの改定は、高等学校卒業生の採用選考に際して、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという「近畿高等学校統一用紙」の制定の趣旨を踏まえ、高等学校生徒指導要録の改訂、学校保健法施行規則の改正に対応するとともに、応募者の人権に配慮するなどの観点に立って行ったものであります。

主な改定事項は次ページのとおりです。今後とも、採用選考に際しましては、本籍地・家族の職業等、本人の適性と能力に関係のない事項について尋ねないなど、差別のない公正な採用選考が行われますよう、次ページの改定事項及び改定の趣旨を十分ご理解のうえ、一層のご協力をお願いいたします。

また、3ページ以降の「新規高卒者の適正な選考について」の内容をご理解くださるとともに、すべての応募者に対し、公正に取り扱われるようご配慮をお願い申し上げます。もし、合理的な基準による採用選考が行われない場合は、生徒の職業紹介を行えなくなることもありますので、十分にご留意くださいますようお願い申し上げます。

上記に関して、ご質問やご理解いただきにくい点がございましたら、ご遠慮なく表記各府県の進路指導関係教育団体又はハローワーク(公共職業安定所)・教育委員会・高等学校にご相談ください。なお、就職選考開始時期につきましては9月16日以降であり、したがって学校からの応募書類の発送は9月5日以降となりますので、ご承知おきください。

記

- 1 紹介書・履歴書・調査書の規格をA4判とすること。
- 2 紹介書(近畿高等学校統一用紙 その1 平成19年度改定)について
 - (1) 添付書類を履歴書及び調査書のみとすること。
 - ・ 応募者が複数の場合、列記する順番は推薦順位ではありません。
- 3 履歴書(近畿高等学校統一用紙 その2 平成19年度改定)について
 - (1) 履歴書・身上書を履歴書とすること。
 - (2) 「男・女」欄を「性別」欄とし、男女の別を記入する方式とすること。
 - (3) 「本籍」欄を削除すること。
 - (4) 保護者に係る「本人との続柄」欄及び「年齢」欄を削除すること。
 - (5) 「履歴」欄を「学歴・職歴」欄とし、高等学校入学から記入する方式とすること。
 - (6) 「家族」欄を削除すること。
 - (7) 「保護者氏名」欄を削除すること。
 - ・ 「本籍」欄・「保護者氏名」欄並びに「家族」欄については、応募者の適性と能力に直接関係がなく、採用選考時に必要な事項とは考えられないため削除しました。
 - ・ 「職歴」については、長期のいわゆるアルバイトを記している場合があります。

4 調査書（近畿高等学校統一用紙 その3 平成19年度改定）について

- (1) 「男・女」欄を「性別」欄とし、男女の別を記入する方式とすること。
- (2) 「学習の記録」欄については、各高等学校において教科・科目名を記入する方式とするとともに、「留学による修得単位数」欄を設けること。
- (3) 「行動及び性格の記録」欄及び「備考」欄を合わせて「本人の長所・推薦事由等」欄とすること。
- (4) 「身体状況」欄に係る「胸囲」欄及び「色覚」欄を削除すること。
 - ・高等学校生徒指導要録において「行動及び性格の記録」欄が削除されたため、「行動及び性格の記録」及び「備考」欄を合わせて「本人の長所・推薦事由等」欄としました。
 - ・「胸囲」欄及び「色覚」欄については、学校保健法施行規則の改正により、高等学校では、胸囲の検査は実施しなくてもよいこととなり、また、色覚の検査は実施しないこととなったため削除しました。
なお、聴力については社団法人・日本学校保健会によって規定された様式に基づいて、異常がなければ斜線(/)を記しています。
 - ・出席状況欄について、通信制においては出席・欠席に該当する規定はなく、したがって通信制の卒業者についてはこの欄の記載がありませんのでご承知ください。

新規高卒者の適正な選考について

1 同和問題の認識について

昭和40年8月11日、内閣総理大臣に対する同和対策審議会の答申「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」をうけて、昭和44年7月10日、法律第60号をもって「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的、社会的理由により、いちじるしく基本的人権が侵害されている同和地区について、国および地方公共団体が協力して特別の措置を講ずることをきめています。

前述の答申には、「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては、完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘し、同和問題を「未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と強調しています。

しかしながら、「同和対策事業特別措置法」及び「地域改善対策特別措置法」の18年間の取り組みにもかかわらず、依然として差別が存在する現実がありました。そこで昭和62年4月1日から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行されました。さらに、平成4年3月31日に同法の一部を改正して、平成9年3月31日まで効力を延長されることになりました。平成8年5月17日、国の地域改善対策協議会は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」（意見具申）を内閣総理大臣及び関係各大臣に具申し、その中で「職業の安定は直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善をはかるうえで基本となるものである。」と述べています。この「意見具申」の趣旨を受けて、平成9年3月31日「地対財特法」の一部を改正する法律（平成9年法律第15号）が制定されました。また、その特例事業のうち経過対象事業については、平成14年3月31日まで効力は延長され、その後一般対策へと移行しましたが、今後はその中で様々な課題の解消に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、同和問題に関する認識をさらに深めていただくようお願いいたします。

2 選考と採用について

選考と採用にあたっては、人種・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等の理由により差別されないものであることは、憲法及び職業安定法を引用するまでもなく自明の理であります。

しかし、現実にはその採用にあたって不合理な差別観から、たとえば、応募者の能力・適性・意欲とは関係のない家庭条件や住宅環境その他の理由で不採用になったり、資質を備えているにもかかわらず不合格になってきた例が少なくありませんでした。

そこで以下具体的な例をあげて、求人者の皆さん方にこの問題について認識を深めていただき、このようなことのないようにご配慮願います。

- (1) いままで、各企業が使用されていた応募書類（社用紙）や面接試問を見ますと、差別的な項目が散見されます。その中で次のような項目は、当然に「法のもとに平等でなければならない」基本的人権の尊重を無視したものであり、およそ選考とは直接関係のない事柄であると判断します。

- (ア) 思想・生活信条・宗教・支持政党・尊敬する人物等を記入させ、または、尋ねることは、これらを資料として選考が行われることを意味します。このことは憲法に定められた市民的権利を侵害するものであり、また人間形成の途上にある未成年者に無用の不安を与え、偏見を強いるものといえます。
- (イ) 家庭の資産・住居状況・家族の職業・家庭関係等を記入させ、または尋ねることも、法により保障されなければならない国民の基本的権利を、同様に侵害しているものであります。この結果、公正であるべき選考、採用に予断と偏見を与えるものになるばかりか差別を許すことになり、適切でないと考えます。
- (ウ) 面接試験においても同様、前記(ア)(イ)にあげた項目について尋ねることは、本人の能力・適性・意欲に直接関係がなく、また場合によっては、正しく個人の能力を判定できない結果を招くこととなります。
- (エ) 学力検査において、たとえば、「私の生いたち」「私の家庭」「父をかたる」など、生活環境にかかわる課題の作文を課すことは、基本的人権を侵害する恐れがあり、場合によっては身元調査につながるものであるので、適切でないといえます。
- (2) 身元調査・家庭調査は、実質的には家庭の資産・条件・環境・信条・信望・風評等により、採用・不採用を左右する疑義があり、応募者の能力・適性・意欲とは直接結びつかない科学的根拠に乏しいものであると判断します。
- (3) 戸籍謄(抄)本や住民票を提出させることは、実質的には身元調査等につながり、不必要であると判断します。
- (4) 前記の諸点は、特に同和問題の解決に向けても認識しなければならない重要な課題であることをご承知いただきたいと思います。30余年に及ぶ特別措置法のもとに生活環境等多くの面で改善が図られてきましたが、法が終了した現在でも就労や教育の分野において課題が残されており、また差別事象も発生しております。何人も職業選択の自由や就職の機会均等は保障されねばならず、企業はその大切な役割を担っています。採用前・採用後を通じた公正・公平な取り扱いが同和問題の残された課題の解消につながることを認識して、その徹底に努めてください。
- (5) 採用選考時における健康診断(血液検査を含む)は実施しないようにお願いします。実施する必要がある場合は、検査の種類と職務内容との相関性やその必要性を、あらかじめ学校と応募者に説明し、相互の了解のもとに実施するようお願いします。
- 採用選考時において、労働安全衛生規則第43条8(雇用時の健康診断)を根拠にして健康診断を実施して、その結果を採否決定の資料とすることは、同規則の趣旨(入社後の業務配置や健康管理の基礎資料とするもの)に反するものであります。
- (6) 高等学校の課程(全日制・定時制・通信制)により、応募者の範囲を限定している求人がいままお見受けられますが、就職希望者に対し、広く応募の機会を与えていただき、不公正な取り扱いや就職差別をなくす社会的責任を自覚していただきたいと思います。
- (7) 障がいのある生徒についても、「障害者基本法」ならびに「障害者の雇用の促進等に関する法律」の精神にのっとり、それらの生徒の人権が尊重されるとともに、共生社会実現の観点から仕事や生活が保障されなければなりません。
- これらの生徒の採用について積極的なご配慮をお願いします。
- (8) 外国籍生徒についても、本人の能力・適性・意欲には何ら関係のない国籍の違いによって差別的取り扱いを受けることなく、それらの生徒の願いが実現されますよう格別のご配慮をお願いします。なお、この趣旨からこれらの改定で履歴書から本籍地の欄を削除しました。
- (9) 改正「男女雇用機会均等法」の施行により、従来行われていた男女別の求人ができなくなりました。また、平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」の施行により、男女の人権が尊重され社会の対等な構成員としてあらゆる分野において参画する機会が確保されなければなりません。したがって、就職希望者に対し、職種内容が十分に理解できるような求人票の作成と、募集・採用について法の趣旨を踏まえ、性別による差別をなくし、職業選択のミスマッチが起こらないよう配慮をお願いします。
- (10) 現在近畿地域の高校生の就職については、大学・短大生等とは異なり申し合わせにより定められた期日までは一人一社の応募に限ることになっています。したがって、期間において一次選考、二次選考を実施されますと、もし内定を得られなかった場合は次の応募の機会を失うおそれもあり、甚だしく不利を被ることになります。そのため、採用選考は1日で完了していただくこと、やむを得ず2日にわたる場合でも連続した日程で実施していただくようお願いいたします。また採用選考に際しましては応募者全員の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に評価していただくために一次選考によって候補者を絞り、二次選考を行う2段階にわたる選考方法は避けていただくようご配慮をお願いいたします。

【ワークシート1】

※ No (注)※欄は記入しないこと。

入社志望書	人事課	課長	係長	係																										
※職種	※配属	※採用昭和年月日																												
ふりがな 氏名	1年以内に撮影した 半身脱帽の写真を点 線の大きさに切って のりつけてください。 (縦4cm、横3cm)																													
生年月日					昭和年月日生満才ヶ月																									
最終学校名					本・別・定時 年卒業																									
本籍地																														
現住所																														
紹介者	続柄																													
<table border="1"> <tr> <th>勤務地</th> <th>身・担・職務</th> <th>期間</th> <th>賃金</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">職歴</td> <td>1</td> <td>退職理由</td> <td>年月日 ~年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>退職理由</td> <td>年月日 ~年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>退職理由</td> <td>年月日 ~年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>退職理由</td> <td>年月日 ~年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>退職理由</td> <td>年月日 ~年月日</td> <td></td> </tr> </table>					勤務地	身・担・職務	期間	賃金	所在地	職歴	1	退職理由	年月日 ~年月日		2	退職理由	年月日 ~年月日		3	退職理由	年月日 ~年月日		4	退職理由	年月日 ~年月日		5	退職理由	年月日 ~年月日	
勤務地	身・担・職務	期間	賃金	所在地																										
職歴	1	退職理由	年月日 ~年月日																											
	2	退職理由	年月日 ~年月日																											
	3	退職理由	年月日 ~年月日																											
	4	退職理由	年月日 ~年月日																											
	5	退職理由	年月日 ~年月日																											
<table border="1"> <tr> <th>免許の種類</th> <th>番号</th> <th>取得年月日</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大正・昭和年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大正・昭和年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大正・昭和年月日</td> </tr> <tr> <td>実務年数</td> <td>年ヶ月</td> <td>事故経歴</td> </tr> </table>					免許の種類	番号	取得年月日			大正・昭和年月日			大正・昭和年月日			大正・昭和年月日	実務年数	年ヶ月	事故経歴											
免許の種類	番号	取得年月日																												
		大正・昭和年月日																												
		大正・昭和年月日																												
		大正・昭和年月日																												
実務年数	年ヶ月	事故経歴																												
<table border="1"> <tr> <th>当社を希望した動機</th> </tr> <tr> <td>希望する仕事</td> </tr> <tr> <td>希望の勤務地</td> </tr> <tr> <td>希望の勤務地へ通勤するには経程() 会社から() 徒歩・乗物()・所要時間()の連絡 近所に社員がいる(氏名)</td> </tr> <tr> <td>希望地以外で会社の指定する所に赴任できますか</td> </tr> <tr> <td>宿舎生活ができますか</td> </tr> </table>					当社を希望した動機	希望する仕事	希望の勤務地	希望の勤務地へ通勤するには経程() 会社から() 徒歩・乗物()・所要時間()の連絡 近所に社員がいる(氏名)	希望地以外で会社の指定する所に赴任できますか	宿舎生活ができますか																				
当社を希望した動機																														
希望する仕事																														
希望の勤務地																														
希望の勤務地へ通勤するには経程() 会社から() 徒歩・乗物()・所要時間()の連絡 近所に社員がいる(氏名)																														
希望地以外で会社の指定する所に赴任できますか																														
宿舎生活ができますか																														

家 族 ○◎ 高野 親・ 配偶 者・ 兄弟 姉妹 は本 人 中 心 に 記 入 す こ と	続柄	氏名	生年月日	最終学歴	同居○	扶養○	職業・勤務先など具体的に
	親族	続柄	氏名	住所	職業		
	生計の主体はだれですか 本人・その他()		住居附近の略図 (主な建物・駅・停留所等を明示し 自宅は必ず朱書して下さい。)				
	現在の住居は 借家・間借り・その他()		定地 山林 田				
	畑 牛馬 その他		郵便番号 □□□-□□				
	宗教		特技				
	趣味		スポーツ				
	酒 合・煙草 本		長所				
	短所		既往症名とその時期				
	健康状況		身長 センチ	体重 キロ	視力(右) (左) 色神		
この志望書の記載事項に相違ございません。 昭和年月日 氏名							
選考記録	※第一次 昭和年月日 選考者			※第二次 昭和年月日 選考者			

【ワークシート2】

履 歴 書

平成 年 月 日現在	写真をはる位置 (30×40mm)																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> <td>性別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和・平成 年 月 日生(満 歳)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="3">〒</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td colspan="3">〒</td> </tr> </table>	ふりがな		性別		氏名		印		生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)			ふりがな				現住所	〒			ふりがな				連絡先	〒			
ふりがな		性別																											
氏名		印																											
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)																												
ふりがな																													
現住所	〒																												
ふりがな																													
連絡先	〒																												
(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)																													
学 歴 ・ 職 歴	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成 年 月</td> <td>入学</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月</td> <td></td> </tr> </table>	平成 年 月	入学	平成 年 月		平成 年 月		平成 年 月		平成 年 月		平成 年 月		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>取得年月</th> <th>資格等の名称</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	取得年月	資格等の名称													
平成 年 月	入学																												
平成 年 月																													
平成 年 月																													
平成 年 月																													
平成 年 月																													
平成 年 月																													
取得年月	資格等の名称																												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>趣味・特技</td> <td>校内外の諸活動</td> </tr> </table>	趣味・特技	校内外の諸活動																										
趣味・特技	校内外の諸活動																												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>志望の動職機種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	志望の動職機種		備考																									
志望の動職機種																													
備考																													

(近畿高等学校統一用紙 平成19年度改定)